

募集

失業や就職難で困っている皆さんへ

本町では、離職後仕事に就けない人、仕事のない人、23年3月に卒業見込みで就職が内定していない人に就業の機会を提供するため、緊急雇用臨時職員を募集します。

▼募集職種および予定人員

- ・技能労務員
- ・施設管理作業員(3人)
- ・事務補助員

(パソコン操作、書類作成など) 10人(新規高卒者を含む)

▼資格要件

- ・失業者または23年3月までに失業することが決まっている人
- ・23年3月に高校を卒業見込みで就職先が内定していない人

※20年12月1日以降に「福島県緊急雇用創出基金事業」に従事した人は雇用できない場合がありますので、事前に問い合わせてください。

▼勤務条件

猪苗代町緊急雇用創出基金事業における臨時職員の雇用等に関する規則による。

▼応募手続き

町指定の履歴書に記入・写真

貼付の上、次の書類を添えて2月28日(月)までに総務課へ提出してください。履歴書は総務課に備え付けてあります。

【離職者】

離職日が確認できる書類(雇用保険受給資格者証、廃業届、職務経歴書など)

【新規高卒者】

卒業見込証明書、学校長の推薦書(任意様式)

▼選考

3月上旬に面接試験を行います。応募者に通知します。

▼雇用期間

23年4月4日から23年9月30日まで(24年3月31日まで更新の見込み)

▼その他

本事業は、23年度予算成立後に正式決定になります。

▼問い合わせ先

総務課 行政管理業務
☎(62) 2111

23年度食改さん養成講座受講生募集

健康の基本は「運動」「休養」「食」の三本柱です。食生活改善推進員養成講座では、「食」を中心に健康づくりについて楽しく学びます。

▼対象

町内在住の人(平日の日中、

研修会に参加できる人)

▼受講期間

23年4月～24年3月(月1、2回程度)

▼研修内容

健康づくり全般の学習と調理実習など

▼申込方法

3月18日(金)までに保健福祉課健康づくり業務まで電話で申し込んでください。

※講座修了後は、食生活改善推進員として活動します。22年度は36人が活動しました。自分のため、家族のため、そして地域みんなのために、あなたも一緒に健康づくりの勉強をしてみませんか。皆さんの参加をお待ちしています。

▼申し込み・問い合わせ先

保健福祉課 健康づくり業務
☎(62) 2115



子どもたちへの食育活動も食生活改善推進員の重要な仕事です(6月 吾妻幼稚園)

相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報業務
☎(62) 2111

人権擁護委員として6年間の長きにわたり活躍し、このたび退任された阿部典子さんに2月1日、町感謝状が贈られました。阿部さんは17年から人権にかかわる相談業務や啓発活動に取り組む、人権擁護と人権思想の普及高揚のため尽力されました。



津金町長から感謝状を受け取る阿部さん

行政相談委員に相談してみませんか

行政相談委員の定例相談を実施します。定例相談は毎月1回第3水曜日に開催しています。

▼猪苗代町行政相談委員

宮沢 重正さん(下館)
☎(66) 3995

相談

新しい人権擁護委員に山田猛夫さん

法務省では、本町を担当する人権擁護委員を、23年1月1日付けで山田猛夫さん(名家)に委任しました。人権擁護委員は、憲法で保障されている地域住民の基本的人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚を目的として活動しています。



新しい人権擁護委員に就任した山田猛夫さん

町では次の日程で人権擁護委員と行政相談委員の合同相談会を開催します。いじめやDVなどの人権問題や法律についての機会にぜひご相談ください。

▼開催日時

3月15日(火)
午前10時から午後3時

▼場所

役場3階 日本間
▼その他

▼開催日時

2月16日(水)
午後1時～午後3時

▼開催場所

町役場3階日本間
▼その他 相談無料・秘密厳守

▼問い合わせ先

総務課 秘書広報業務
☎(62) 2111

一人で悩まずに相談してください

専門家による心の健康相談を実施します。

- ・眠れない、気分が落ち込む、死にたい、イライラする。
- ・人間関係がうまくいかない。
- ・ノイローゼや精神科の診察を受けたいが、どうしてもいいかわからない。

こんな場合は気軽に相談してください。相談は本人でなくてもかまいません。相談の必要を感じた人が電話してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

▼相談日時

3月10日(木)
午後1時15分から

▼開催場所

町農村環境改善センター
※事前予約制。相談日の1週間前までに電話で予約してください。

▼問い合わせ先

保健福祉課 社会福祉業務
☎(62) 2115

死んでいる野鳥などを見つけたら注意!

先日、郡山市の貯水池で見つかった野鳥の死骸から、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。ウイルス感染の拡大を防ぐため、野鳥などを見かけた場合には十分注意して行動してください。

●死んだ野鳥などの野生動物には、素手で触らないでください。また、同じ場所でたくさんの野鳥などが死んでいたら、会津地方振興局県民生活課や町役場農林課に連絡してください。

●日常生活の中で、野鳥など野生動物の排泄物などに触れた後には、必ず手洗いとうがいをしてください。そうすれば、必要以上に心配する必要はありません。

■問い合わせ先

会津地方振興局 県民生活課 ☎(29) 5516 町役場 農林課 ☎(62) 2116

●野鳥のフンが靴の裏や車に付き、鳥インフルエンザウイルスがほかの地域に運ばれる恐れがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴でフンを踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒をしてください。

●不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのはやめてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いします。

お知らせ

中央商店街でおひな様めぐりを実施

本年も商店街でおひな様めぐりを実施します。昔懐かしいおひな様を愛でながら、町内を散策しませんか？お家で眠っているおひな様をこぼほんに展示したい人や展示参加店も募集いたします。

▼開催期間 2月19日(土)～3月3日(木)

▼展示会場

中央通り商店街および町内参加店(店先ののぼりが目印)
まちのえき「こぼほん」

▼内容 昔なつかしいおひな様やお人形などを展示。江戸後期の古今離も登場します。

▼特別開催日

まちのえき「こぼほん」

2月19日(土)・20日(日)

・つるしびな作成

2月26日(土)・27日(日)

・26日 いなわしろ民話の会による民話の語り

・26、27日の両日

青木社中によるお茶会

▼問い合わせ先

(株)まちづくり猪苗代

☎(72)1415

まちのえき「こぼほん」
☎(85)7412



たくさんのおひな様が皆さんの来場をお待ちしています

車の登録・検査の手続きはお早めに

自動車の登録・検査手続きは、毎年3月に集中し、窓口や車検場が大変混雑します。名義や住所の変更、廃車や車検などの手続きは2月中にするなど、できるだけ早めに済ませてください。

▼問い合わせ先

東北運輸局福島運輸支局

登録関係

☎050(5540)2015

検査関係

☎024(546)0342

水産業振興審議会委員を募集します

▼募集人員 1人
▼応募資格 県内在住の満20歳以上(23年2月23日現在)で、

高校3年生相当、中学1年生、および23年に小学校に入学する子どもがいる皆さんへ

麻しん風しん混合ワクチンの無料接種 期限は、23年3月31日まで

麻しん(はしか)は感染力が非常に強い病気です。感染すると、まれに急性脳炎を起こしたり、死亡したりすることがあります。麻しんの予防接種は、麻しんそのものの発症や重症化を予防することが期待でき、大変重要です。



忘れずに接種しましょう

また、麻しんの予防接種は、1回では免疫を獲得できない人がいるため、確実に2回受けることが大切です。麻しんの定期予防接種対象年齢の子どもがいる人は、ぜひ予防接種を受けさせましょう。

■保健福祉課 健康づくり業務 ☎(62)2115

水産業の振興に関心がある人
ただし、国会議員、地方議会の議員と公務員を除く。

▼募集期間

2月23日(水)まで

▼応募方法

(1)申し込み手続き
次の書類を応募先まで持参、郵送または電子メールで提出してください。

公告

(総務課 行政管理業務)
・第64号「農用地利用集積計画について」
(農業委員会農地業務)
・第1号「インターネット公表及び見積価格の公告について」
(税務課収納業務)

※告示・公告された内容については、役場前掲示板をご覧になるか、それぞれの担当課にお問い合わせください。

(税務課収納業務)
・第155号「配当計算書の公示送達について」
(税務課収納業務)
・第156号「差押書の公示送達について」(税務課収納業務)
・第157号「地縁による団体の認可について」(長坂財産管理組合)(総務課行政管理業務)
・第158号「債権差押書の公示送達について」
(税務課収納業務)
・平成23年第1号「平成22年度固定資産税督促状ほかの公示送達について」(税務課収納業務)

・第2号「国民健康保険被保険者証無効告示」
(町民生活課国保年金業務)
・第3号「猪苗代町児童館指定管理者の募集要項について」
(保健福祉課社会福祉業務)
・第4号「公売通知書の公示送達について」(税務課収納業務)
・第5号「延滞金督促状の公示送達について」
(税務課収納業務)
・第6号「充当通知書の公示送達について」(税務課収納業務)
・第7号「臨時議会招集(平成23年2月4日)」

掲示板

告示

・第153号「延滞金督促状の公示送達について」
(税務課収納業務)
・第154号「債権差押書の公示送達について」

粗大ごみ搬入受付方法の変更について

先月号でお知らせしました「粗大ごみの搬入受付方法が変わります」の記事を下記のように訂正します。

●訂正前

※タイヤとタイヤホイールは、23年4月から粗大ごみとして受け入れできなくなりますので、販売店や廃棄物収集運搬業者に引き取りを依頼(有料)するか、ご自分でホイールを外して、会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターに直接持ち込んでください(町の証明書があれば無料)。



●訂正後

※タイヤ、タイヤホイールは、23年4月から粗大ごみとして受け入れできなくなりますので、販売店や廃棄物収集運搬業者に引き取り依頼(有料)するか、ご自分でホイールを外して、タイヤだけを会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターに直接持ち込むこともできます(町の証明書があれば無料)。

また、外したホイールは廃品回収業者に買い取り依頼をすることもできます(価格は市場価格により変動します)。詳しくは、猪苗代町再生資源組合(代表:阿部重郎商店 ☎(62)4179)にお問い合わせください。

■問い合わせ先 町民生活課 ☎(62)2114